

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年五月二十日法律第四十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「学校法人と称する」を「「学校法人」という」に、「すべて」を「全て」に、「学校設置会社と」を「「学校設置会社」と」に改める。

第二十九条第四項中「同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革

特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは」を「これらの規定中「教育委員会」とあるのは、」に改める。